

常陸太田市自動体外式除細動器(AED)貸出し規程

常陸太田市消防本部

(目的)

第1条 この規程は、市内で開催される多くの人が集まる行事において、参加者が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるために、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を貸出すことを目的とする。

(貸出し機器)

第2条 この規程により貸出すAEDは、常陸太田市消防本部(以下「消防本部」という。)、に設置してあるAEDとする。

(貸出し対象の行事等)

第3条 この規程は、市内で実施される各種行事や市民活動団体・健全な青少年の育成を目的とする団体等が実施する行事等とする。

(貸出し要件)

第4条 この規程は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 営利を目的としないもの。
- (2) 参加者がおおむね10名以上であること。
- (3) 原則として、消防本部や日本赤十字社等が行う普通救命講習以上の修了者がいること。

(貸出し期間)

第5条 AEDの貸出し期間は、行事期間中とする。ただし、消防長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(申請手続き)

第6条 AEDを借り受ける対象行事の責任者又は取扱い責任者(以下「借受者」という。)は、AEDを借り受けようとする1週間前までに、『AED借用申請書(様式第1号)』により消防本部に申請するものとする。ただし、申込みは、1ヶ月前からも受付するものとする。

(貸出しの決定)

第7条 前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、AEDの貸出しの決定の是非を申請者に通知するものとする(様式第2号)。

(使用報告)

第8条 借受者がAEDを使用したときは、「AED使用報告書(様式第3号)」に必要事項を記載し、報告するものとする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、AEDの貸出し期間中、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDを常に良好な状態で管理すること。
- (2) AEDを処分し、又は目的以外で使用しないこと。
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

(経費)

第10条 貸出し期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に必要な経費は、借受者の負担とする。ただし、救命活動に使用した電極パッド・その他の付属消耗品における経費については消防本部の負担とする。

(損害賠償)

第11条 AEDを故意又は過失により破損又は紛失させた場合は、借受者は速やかに消防本部にAEDの破損・紛失の報告をしなければならない(様式第4号)。

- 2 故意又は過失によりAEDを破損又は紛失させた場合は、借受者の負担において貸出す前の原状回復を行うか、相当と認める額をもって賠償するものとする。

(返還)

第12条 消防長は、利用者が規程に違反したとき又はAEDを使用しなくなったときは、返還の必要があると認めたときは、AEDを返却させることができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を一部改正。(平成22年2月4日)